

千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則の改正（案）の概要

1 改正理由

少子高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムの構築、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要とされるなか、看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されています。こうした中、厚生労働省、文部科学省において現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討が重ねられました。これらを踏まえ、令和2年10月に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、千葉県立鶴舞看護専門学校看護学科の教育課程を定めている本規則の別表の改正を検討しています。

2 改正の概要

看護師学校養成所教育課程の見直し

(代表的なところでは、主に下記記載の改正を行います。)

- ・総単位数を現行の「103 単位」から2 単位増の「105 単位」とする。
- ・情報通信技術(I C T)を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実。
- ・対象者や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護理論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し、内容を拡充。
- ・現行の課程よりも、学習の内容をイメージしやすいように科目名の変更や細分化。
- ・実習単位数を一定程度自由に設定できるようになったため、各分野の臨地実習の単位を設定。

3 施行予定日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。